

要点審議事業(道路事業)

平成27年10月26日

国土交通省 四国地方整備局

目 次

1. 一般国道11号 大内白鳥バイパス	1
2. 一般国道11号 豊中観音寺拡幅	5

一般国道11号 大内白鳥バイパス

○事業の目的・効果

- 国道11号の東かがわ市中心部における慢性的な渋滞の緩和および交通安全の確保を図るとともに、高松自動車道白鳥大内ICへのアクセス強化を図り、地域経済の発展に寄与するバイパス道路である。
- ・国道11号 東かがわ市中心部の慢性的な渋滞の緩和および事故危険区間の解消。
 - ・二次医療施設(県立白鳥病院)への搬送時間短縮による、救急患者の救命率の向上。
 - ・白鳥大内ICへのアクセス強化により、地場産業(手袋産業)や大内工業団地立地企業などの物流の効率化を支援。

○事業計画等

- ・事業着手：平成12年度
- ・整備区間：香川県東かがわ市伊座～香川県東かがわ市小砂
- ・事業延長：9.2km (開通済3.3km)
- ・標準幅員：29.0m(完成4車線)、17.0m(完成2車線)
- ・構造規格：第4種第1級(1～3工区)
第3種第2級(4工区)

○投資効果等

- ・全体事業費：281億円(前回 281億円)
- ・計画交通量：4,100～21,700台/日(H24再評価時)
- ・費用便益比：事業全体 1.3、残事業 2.4(H24再評価時)

○事業の進捗見込み等

- ・事業進捗率：約62% H27.3末(前回 約36% H24.3末)
- ・東かがわ市白鳥～西村間の3.3kmは、平成27年3月までに暫定2車線開通済み。
- ・用地進捗率は約72% H27.3末(前回 約61% H24.3末)であり、開通に向け用地買収・改良工事を推進中。

○地域から頂いた主な意見等

- ・香川県道路協会、東かがわ幹線道路整備促進期同盟会より、本事業の促進について、積極的な要望活動が続けられている。(H25.7、H26.7、H26.11)

○県知事の意見

- ・一般国道11号大内白鳥バイパスに係る「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。

○対応方針(原案)

- ・事業継続

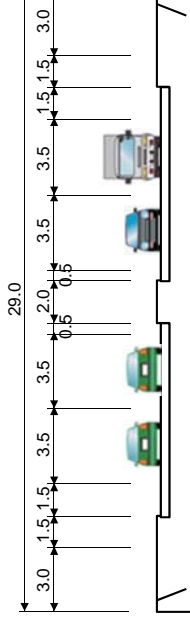
位置図



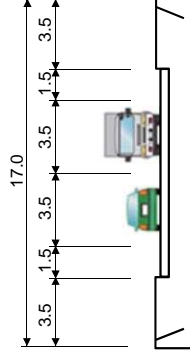
標準断面図

(単位:m)

4車線区間(1～3工区)



2車線区間(4工区)



平面図



再評価結果（平成28年度事業継続箇所）（原案）

事業名	一般国道11号 <small>おおちしろとり</small> 大内白鳥バイパス		事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 四国地方整備局
起終点	白：香川県東かがわ市伊座 至：香川県東かがわ市小砂				延長	9.2km
事業概要	<p>一般国道11号は、徳島市を起点に四国の北部を瀬戸内海沿いに徳島県、香川県及び愛媛県下の主要都市を経て松山市に至る延長約230kmの主要幹線道路であり、産業・経済の交流を支える大動脈であるとともに、通勤・通学等日常生活に欠かせない生活道路としての役割を持つ重要な道路である。</p> <p>大内白鳥バイパスは、東かがわ市中心部で発生している慢性的な渋滞の緩和や交通安全の確保を図るとともに、高松自動車道 白鳥大内インターチェンジへのアクセス強化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とした事業である。</p>					
H12年度事業化	H16年度都市計画決定	H18年度用地着手	H20年度工事着手			
全体事業費	約281億円	事業進捗率	約62%	開通済延長	3.3km	
計画交通量	4,100～21,700 台/日					
費用対効果 分析結果	B/C (事業全体) 1.3 (残事業) 2.4	総費用 (残事業)/(事業全体) 141/260億円 事業費：119/238億円 維持管理費：22/22億円	総便益 (残事業)/(事業全体) 342/342億円 走行時間短縮便益：292/292億円 走行経費減少便益：42/42億円 交通事故減少便益：7.6/7.6億円	基準年 平成24年		
感度分析の結果	<p>(事業全体) 交通量：B/C=1.2～1.4(交通量 ±10%) (残事業) 交通量：B/C=2.2～2.7(交通量 ±10%) 事業費：B/C=1.2～1.4(事業費 ±10%) 事業費：B/C=2.2～2.6(事業費 ±10%) 事業期間：B/C=1.1～1.5(事業期間±20%) 事業期間：B/C=2.0～2.9(事業期間±20%)</p>					
事業の効果等	<p>①円滑なモビリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現道等の年間時間損失の削減が見込まれる。 ・現道等における混雑時旅行速度20km/h未満である区間の旅行速度の改善が見込まれる。 ・所要時間の短縮により路線バスの利便性の向上が見込まれる。 ・JR三本松駅へのアクセス向上が見込まれる。 ・東かがわ市から高松空港、徳島阿波おどり空港へのアクセス向上が見込まれる。 <p>②国土・地域ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏間のアクセス向上（東かがわ市～高松市、さぬき市間）が見込まれる。 <p>③個性ある地域の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援事業や定住促進事業等を支援する。 ・東かがわ市や徳島県北部地域の主要観光地へのアクセス向上が見込まれる。 <p>④安全で安心できるくらしの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次医療施設（県立白鳥病院）及び三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる。 <p>⑤安全な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量の減少により現道を通行する歩行者の安全性の向上が見込まれる。 <p>⑥災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現国道11号は第一次緊急輸送道路に位置づけられている。 ・現国道11号が通行止になった場合の代替路線を形成する。 ・高松自動車道が通行止めになった場合の代替路線を形成する。 <p>⑦地球環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出量の削減が見込まれる。 <p>⑧生活環境の改善・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NO2排出量の削減が見込まれる。 ・SPM排出量の削減が見込まれる。 ・騒音環境基準超過区間の騒音低減が見込まれる。 					

⑨他のプロジェクトとの関係

- ・さぬき東街道（主要地方道高松長尾大内線バイパス）との一体的整備。

⑩その他

- ・白鳥大内ICへのアクセス強化により、地場産業(手袋産業)や大内工業団地立地企業などの物流の効率化を支援する

関係する地方公共団体等の意見

地域から頂いた主な意見等：

- ・香川県道路協会、東かがわ幹線道路整備促進期成同盟会より、本事業の促進について、積極的な要望活動が続けられている。

香川県知事の意見：

- ・「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。

事業評価監視委員会の意見

・

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

- ・平成13年3月 高松自動車道（板野IC～津田東IC）、（三木町・高松市境～高松中央IC）開通
- ・平成14年7月 高松自動車道（鳴門IC～板野IC）開通により神戸淡路鳴門自動車道と接続
- ・平成15年3月 高松自動車道（高松中央IC～高松西IC）開通により高松自動車道全線開通
- ・平成22年5月 県立白鳥病院 新病院が開院

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・平成27年3月末で用地進捗率約72%、事業進捗率約62%
- ・東かがわ市白鳥～東かがわ市西村間3.3kmは、平成27年3月までに暫定2車線開通済

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・東かがわ市西村～東かがわ市土居間2.6km(2/4)の開通に向け用地買収・改良工事を推進中。

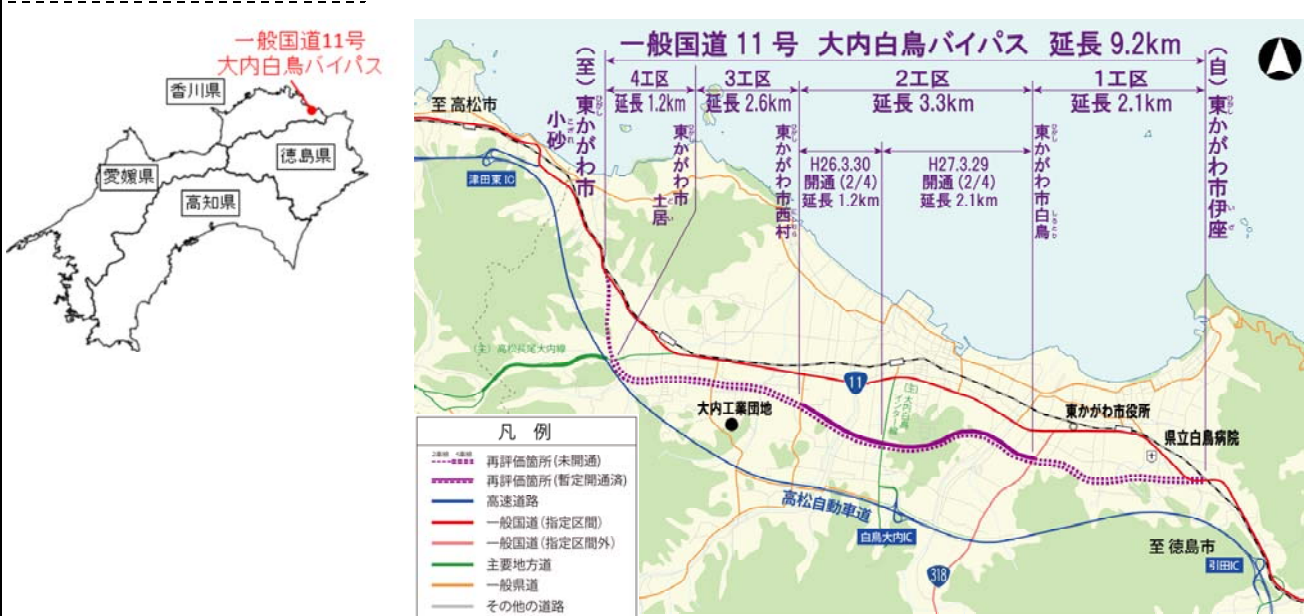
施設の構造や工法の変更等

- ・今後も新技術、新工法の採用による工事コストの縮減に加えて、施設の長寿命化や維持管理を考慮した構造の採用等、総コストの縮減に努めていくこととする。

対応方針

対応方針決定の理由

事業概要図



※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。

※ 費用対効果分析結果及び感度分析の結果の欄に係る数値は、平成24年度評価時点。

費用対効果分析実施判定票

年度：平成27年度

事業名：一般国道11号 大内白鳥バイパス

担当課：道路計画課

担当課長名：藤浪 武志

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回実施 H24年度 B/C=1.3	■
(ア)前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的である「交通渋滞の緩和」「交通安全の確保」「高松自動車道白鳥大内ICへのアクセス強化」などに変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない	渋滞の緩和、現道の交通安全性の向上、二次医療施設への搬送時間短縮等の事業の効果や必要性に変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない	費用便益分析マニュアル(H20.11.28)に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない	【発生集中交通量の減少が10%以内】 今回発生集中交通量増加 35TE/日 前回発生集中交通量 619,190TE/日 変化率 0.1%以内(増加)	■
3. 事業費の変化	【事業費の増加が10%以内】 前回事業費 28,100百万円 前回事業費から変化なし	■
4. 事業展開の変化	【事業期間の延長が10%以内】(費用便益費の算定に用いる事業期間で比較) 前回事業展開 H12年度～H41年度 30年 前回事業展開から変化なし	■
(イ)費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている 前回評価時の感度分析下位ケース1.1≧基準値(1.0)	■
その他の事由(費用効果分析が必要な特別な事由)	—	
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

一般国道11号 豊中観音寺拡幅

○事業の目的・効果

国道11号の三豊市・観音寺市内における慢性的な渋滞の緩和および交通安全の確保を図るとともに、高松自動車道さぬき豊中ICとのアクセス強化を図り、地域経済の発展に寄与する4車線化拡幅道路である。

- ・国道11号 三豊市・観音寺市内の慢性的な渋滞の緩和および事故危険区間の解消。
- ・さぬき豊中ICへのアクセス強化により、観音寺港や港周辺に集積する工場などの物流の効率化を支援。

○事業計画等

- ・事業着手：平成20年度
- ・整備区間：香川県三豊市豊中町笠田笠岡～香川県観音寺市植田町
- ・事業延長：4.6km
- ・標準幅員：29.0m(完成4車線)
- ・構造規格：第4種第1級

○投資効果等

- ・全体事業費：191億円(前回 191億円)
- ・計画交通量：16,500～25,400台/日(H24再評価時)
- ・費用便益比：事業全体 1.2、残事業 1.3(H24再評価時)

○事業の進捗見込み等

- ・事業進捗率：約15% H27.3末(前回 約6% H24.3末)
- ・用地進捗率は約26% H27.3末(前回 約10% H24.3末)であり、開通に向け用地買収を推進中。

○地域から頂いた主な意見等

- ・香川県道路協会、国道11号(西讃地域)整備促進期同盟会より、本事業の促進について、積極的な要望活動が続けられている。(H25.7、H25.8、H26.7、H26.11)

○県知事の意見

- ・一般国道11号豊中観音寺拡幅に係る「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。

○対応方針(原案)

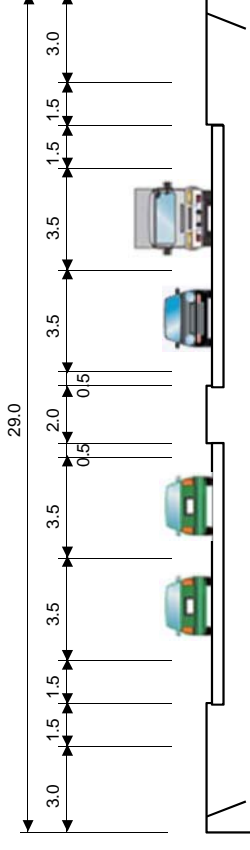
- ・事業継続

位置図



標準断面図

(単位:m)



平面図



再評価結果（平成28年度事業継続箇所）（原案）

事業名	一般国道11号 <small>とよなかかんおんじ</small> 豊中観音寺拡幅		事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 四国地方整備局
起終点	白：香川県三豊市豊中町笠田笠岡 <small>みとよ とよなちようかさだかさおか</small> 至：香川県観音寺市植田町 <small>かんおんじ うえだちよう</small>				延長	4.6km
事業概要	一般国道11号は、徳島市を起点に四国の北部を瀬戸内海沿いに徳島県、香川県及び愛媛県下の主要都市を経て松山市に至る延長約230kmの主要幹線道路であり、産業・経済の交流を支える大動脈であるとともに、通勤・通学等日常生活に欠かせない生活道路としての役割を持つ重要な道路である。 豊中観音寺拡幅は、三豊市及び観音寺市内で発生している慢性的な渋滞の緩和や交通安全の確保を図るとともに、高松自動車道 さぬき豊中インターチェンジへのアクセス強化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とした事業である。					
H20年度事業化	H18年度都市計画決定	H22年度用地着手	工事未着手			
全体事業費	約191億円	事業進捗率	約15%	開通済延長	0km	
計画交通量	16,500～25,400 台/日					
費用対効果 分析結果	B/C (事業全体) 1.2 (残事業) 1.3	総費用 (残事業)/(事業全体) 120/135億円 事業費：113/128億円 維持管理費：7.3/7.3億円	総便益 (残事業)/(事業全体) 161/161億円 走行時間短縮便益：140/140億円 走行経費減少便益：13/13億円 交通事故減少便益：8.5/8.5億円	基準年 平成24年		
感度分析の結果	(事業全体) 交通量：B/C=1.1～1.3(交通量 ±10%) (残事業) 交通量：B/C=1.2～1.5(交通量 ±10%) 事業費：B/C=1.1～1.3(事業費 ±10%) 事業費：B/C=1.2～1.5(事業費 ±10%) 事業期間：B/C=1.0～1.4(事業期間±20%) 事業期間：B/C=1.2～1.6(事業期間±20%)					
事業の効果等	①円滑なモビリティの確保 ・現道等の年間時間損失の削減が見込まれる。 ・現道等における混雑時旅行速度20km/h未満である区間の旅行速度の改善が見込まれる。 ・所要時間の短縮により路線バスの利便性の向上が見込まれる。 ②物流効率化の支援 ・特産品冬レタスの円滑な輸送を支援する。 ③国土・地域ネットワークの構築 ・日常生活圏間のアクセス向上（観音寺市～三豊市間）が見込まれる。 ④個性ある地域の形成 ・定住促進事業等を支援する。 ・観音寺市の主要観光地へのアクセス向上が見込まれる。 ⑤安全で安心できるくらしの確保 ・西讃地域から三次医療施設（県立中央病院）へのアクセス向上が見込まれる。 ⑥安全な生活環境の確保 ・中央分離帯の設置による安全性の向上が見込まれる。 ・歩道設置や拡幅により歩行者の安全性の向上が見込まれる。 ⑦災害への備え ・現国道11号は第一次緊急輸送道路に位置づけられている。 ・高松自動車道が通行止になった場合の代替路線を形成する。 ⑧地球環境の保全 ・CO2排出量の削減が見込まれる。 ⑨生活環境の改善・保全 ・NO2排出量の削減が見込まれる。 ・SPM排出量の削減が見込まれる。 ・騒音環境基準超過区間の騒音低減が見込まれる。					

⑩その他

- ・さぬき豊中ICへのアクセス強化により、観音寺港や港周辺に集積する工場などの物流の効率化を支援する。

関係する地方公共団体等の意見

地域から頂いた主な意見等：

- ・香川県道路協会、国道11号（西讃地域）整備促進期成同盟会より、本事業の促進について、積極的な要望活動が続けられている。

香川県知事の意見：

- ・「対応方針(原案)」案の事業継続について、異議ありません。

事業評価監視委員会の意見

・

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

- ・平成15年 3月 高松自動車道（高松中央IC～高松西IC）開通により高松自動車道全線開通
- ・平成18年 3月 三豊鳥坂インターチェンジ開通
- ・平成20年11月 大型商業施設開店

事業の進捗状況、残事業の内容等

- ・平成27年3月末で用地進捗率約26%、事業進捗率約15%

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

- ・三豊市豊中町本山～上高野間の用地買収を推進中

施設の構造や工法の変更等

- ・今後も新技術、新工法の採用による工事コストの縮減に加えて、施設の長寿命化や維持管理を考慮した構造の採用等、総コストの縮減に努めていくこととする。

対応方針

対応方針決定の理由

事業概要図



- ※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
- ※ 総費用及び総便益の値は、表示桁数の関係で内訳の合計と一致しないことがある。
- ※ 費用対効果分析結果及び感度分析の結果の欄に係る数値は、平成24年度評価時点。

費用対効果分析実施判定票

年度：平成27年度

事業名：一般国道11号 豊中観音寺拡幅

担当課：道路計画課

担当課長名：藤浪 武志

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回実施 H24年度 B/C=1.2	■
(ア)前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	事業目的である「交通渋滞の緩和」「交通事故の減少」「高松自動車道さぬぎ豊中ICへのアクセス強化」などに変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない	渋滞の緩和、現道の交通安全性の向上、物流効率化の支援等の事業の効果や必要性に変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない	費用便益分析マニュアル(H20.11.28)に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない	【発生集中交通量の減少が10%以内】 今回発生集中交通量減少 154TE/日 前回発生集中交通量 609,837TE/日 変化率 0.1%以内(減少)	■
3. 事業費の変化	【事業費の増加が10%以内】 前回事業費 19,100百万円 前回事業費から変化なし	■
4. 事業展開の変化	【事業期間の延長が10%以内】(費用便益費の算定に用いる事業期間で比較) 前回事業展開 H20年度～H41年度 22年 前回事業展開から変化なし	■
(イ)費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている 前回評価時の感度分析下位ケース1.0≧基準値(1.0)	■
その他の事由(費用効果分析が必要な特別な事由)	—	
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		